

東京都教員育成協議会 運営規則

平成 29 年 2 月 17 日

協議会決定

(目的)

第 1 この規則は、東京都教員育成協議会設置要綱第 8 に基づき、東京都教員育成協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第 2 協議会に会長をおき、教育庁教育監の職にある者をもって充てる。

2 会長は協議会を主宰し、会務を総括する。

3 協議会に副会長をおき、教育庁指導部長の職にある者をもって充てる。

4 副会長は会長を補佐し、委員長不在のときは、その職務を代理する。

(事務局)

第 3 協議会の検討事項の整理等事務を処理するために、協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、教育庁指導部指導企画課長の職にある者をもって充てる。

3 事務局に副事務局長を置き、教育庁指導部企画推進担当課長及び東京都教職員研修センター企画部企画課長の職にある者をもって充てる。

4 事務局は、別紙に掲げる職にある者で構成する。

(作業部会)

第 4 会長から指示のあった事務等を処理するために、協議会に作業部会をおく。

2 作業部会に部会長を置き、教育庁指導部主任指導主事の職にある者を充てる。

(会議及び会議記録)

第 5 会議に係る資料、会議記録は、原則として公開とする。

附則

(施行日)

この規則は、平成 29 年 2 月 17 日から施行する。

【事務局】

		職	備考
教育 庁	○総務部	教育政策課長	
		企画担当課長	
	○指導部	指導企画課長	事務局長
		企画推進担当課長	副事務局長
		主任指導主事	
	○人事部	選考課長	
		職員課長	
		主任管理主事	
	○教職員研修センター	企画部企画課長	副事務局長
		研修部教育開発課長	
		主任指導主事	